

議案第 17 号

市川市使用料条例の一部改正について

市川市使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 25 年 9 月 6 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市使用料条例の一部を改正する条例

市川市使用料条例(平成 11 年条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 大野公民館使用料の表中

「

第 3 研 修 室	1 7 0 円
-----------	---------

を

」

「

第 3 研 修 室	1 2 0 円
第 4 研 修 室	1 7 0 円
第 5 研 修 室	1 0 0 円

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 11 月 5 日から施行する。

理 由

大野公民館の利用者の利便性の向上を図るため、新たに研修室を設置することに伴い、その使用料の額を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。